

答 申 書
(答 申 第 363 号)
令和4年(2022年)6月9日

個人情報保護に関する法律の改正に伴う北海道個人情報の保護に関する法律施行条例等の規程の整備について

令和4年(2022年)6月

北海道情報公開・個人情報保護審査会

答申に当たって

北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、令和4年（2022年）3月17日付けで「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う北海道個人情報の保護に関する法律施行条例等の規程の整備」について北海道知事から諮問を受け、付託した審査会第一部会において、計3回会議を開催し、集中的に審議を行った。その後、審査会全体会において議論を重ね、この度、その成果を答申としてまとめたところである。

令和3年（2021年）5月、個人情報の保護に関する法律が改正され（改正後の同法を以下「改正法」という。）、地方公共団体及び地方独立行政法人に係る部分については、令和5年（2023年）4月から施行されることとなった。

改正法は、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法を加えた3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても改正法において全国的な共通ルールを規定することとした一方、各地方公共団体においては、改正法の施行に関する事項を条例により規定する必要があるほか、その裁量により規定することができる事項がある。

本事案の審議に当たっては、現行条例の基本的理念を後退させることのないよう慎重に行うとともに、審議の透明性を確保するため全て公開で行った。

このようにまとめた答申は、国に先んじて実施してきた北海道の個人情報保護制度の目的、理念を損なうことなく、具体的な運用についての事項を提言したものであると認識している。

当審査会としては、今後、道において、この答申を踏まえ速やかに施行条例制定等の必要な措置を講ずることにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正で民主的な道政の推進に資することを期待している。

最後に、この答申の取りまとめに当たり、御協力いただいた関係各位に深く敬意を表し厚く御礼申し上げる次第である。

令和4年（2022年）6月9日

北海道情報公開・個人情報保護審査会
会長 丸尾正美

目 次

I 諮問項目に対する意見

1	個人情報保護に関する法律施行条例について	1
(1)	施行条例の対象となる機関	1
(2)	個人情報の漏えい等の報告	1
(3)	個人情報取扱事務登録簿の作成	1
(4)	開示決定等の期限	2
(5)	個人情報著しく大量である場合の取扱い	2
(6)	実施機関等に対し開示請求をする場合の手数料	3
(7)	行政不服審査法第4条の規定の特例	4
(8)	行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料	4
(9)	改正法第129条に規定する場合の読替え	5
(10)	個人情報保護制度の運用状況の公表	5
2	施行条例以外の規程の整備について	5
(1)	保有個人情報の保管機関以外の場所での開示の実施	5
(2)	北海道個人情報取扱事務委託等の基準	6
3	現行条例の規定・運用等について審査会から提言してきた事項 の取扱い	6
(1)	実施機関	6
(2)	実施機関の責務	7
(3)	個人情報取扱事務登録簿	7
(4)	委託に伴う措置	7
(5)	開示請求に係る個人情報著しく大量である場合の審査会の意見 聴取	7
(6)	苦情の申出の処理	7
(7)	事業者の保有する個人情報の保護対策	7
(8)	事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針	8
(9)	北海道個人情報取扱事務委託等の基準	8
(10)	個人情報の収集の制限に関する意見	8
(11)	個人情報の利用及び提供の制限に関する意見	8
(12)	電子計算組織を結合する方法による個人情報の提供の制限に関する 意見	8
(13)	旧優生保護法に係る死者に関する個人情報の取扱い	9
(14)	個人情報の存否を明らかにしない決定に係る審査会への報告	9

II 資料

1	北海道情報公開・個人情報保護審査会開催状況	10
2	北海道情報公開・個人情報保護審査会委員名簿	10

I 諮問項目に対する意見

1 個人情報の保護に関する法律施行条例について

(1) 施行条例の対象となる機関

施行条例に定める実施機関として、改正法第2条第11項第2号に定める機関は、知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長（以下「実施機関」という。）と規定することが適当である。

改正法第2条第10項に定める地方独立行政法人は、北海道公立大学法人札幌医科大学及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道が設立した地方独立行政法人」といい、実施機関及び道が設立した地方独立行政法人を「実施機関等」という。）と規定することが適当である。

(説明)

施行条例に規定する実施機関について、現行の個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「現行条例」という。）第2条第2号では実施機関及び道が設立した地方独立行政法人を併せて「実施機関」としているが、改正法では号を分けて規定しているため、施行条例においても分けて規定することが適当である。

(2) 個人情報の漏えい等の報告

実施機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関等が保有している個人情報（以下「保有個人情報」という。）の漏えい等については、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）への報告を要さないものであっても、実施機関等の長に報告させる取扱いとすることが適当である。

(説明)

改正法では、個人情報の漏えい等について、個人情報保護委員会規則で定める事項に該当する場合は、委員会へ報告することとなっており、要報告事項のうち漏えいの規模に係るものは、対象人数が100人を超える場合とされている。

しかしながら、個人情報の漏えい事案については、個人の権利利益を害するおそれ大きいものであることから、対象人数の多寡にかかわらず、各実施機関等において内容を把握し、措置を講ずる必要があると考えられるため、規定を設けることが適当である。

(3) 個人情報取扱事務登録簿の作成

改正法第75条第5項の規定により作成が許容されている、同条第1項の個人情報ファイル簿（以下「ファイル簿」という。）とは別の帳簿として、個人情報を取り扱う事務について個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」とい

う。)を作成する取扱いとすることが適当である。

(説明)

現行条例第6条では、個人情報を取り扱う事務を実施する場合、その人数を問わず登録簿を作成することとしているが、改正法では、対象人数が1,000人以上の事務についてはファイル簿の作成が義務付けられているものの、対象人数が1,000人を下回る場合はファイル簿の作成は要さないこととなり、道の個人情報取扱事務の全てを把握することができなくなる。

この状況を避けるため、対象人数が1,000人を下回る事務について、改正法第75条第5項の規定により作成が許容されている登録簿を作成する取扱いとすることが適当である。

(4) 開示決定等の期限

保有個人情報の開示請求に係る開示決定等は、改正法第83条各項の規定にかかわらず、開示請求のあった日から14日以内にするものとして規定することが適当である。

実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期間を14日を限度として延長することができることとし、この場合において、実施機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知する取扱いとすることが適当である。

(説明)

保有個人情報の開示請求に係る開示決定等の期限（以下「開示決定等の期限」という。）について、改正法では、開示請求のあった日から30日以内と規定しているが、改正法の範囲内であれば期限を短縮することは許容されている。

現行条例では、開示決定等の期限について、開示請求のあった日から14日以内と規定しているところ、そのほとんどが14日以内に決定等を行うことができしており、改正法の規定に倣った場合、行政サービスの後退との批判につながりかねず、他の都府県の多くが14日以内とする予定であることから、開示決定等の期限を開示請求のあった日から14日以内とすることが適当である。

また、現行条例では、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期間を14日を限度として延長できると規定されており、この開示決定等の期限を改正法の規定に倣わず開示請求があった日から14日以内とした取扱いとの整合性を考慮して、その期間を14日を限度として延長することができることとし、開示請求者への通知については、改正法と同様の規定とすることが適当である。

(5) 個人情報著しく大量である場合の取扱い

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求のあった日から28日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、実施機関等は、開示請求に

係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとし、この場合において、実施機関等は、開示請求のあった日から 14 日以内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知する取扱いとすることが適当である。

ア この規定を適用する旨及びその理由

イ 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(説明)

保有個人情報が著しく大量である場合の取扱いについて、現行条例では、大量の場合（請求のあった日から 2 月を限度とする開示決定等）及び著しく大量の場合（請求のあった日から 2 月以内に決定できないときは、審査会の意見を聴いてその期間を延長可能）が規定されているが、改正法では、保有個人情報が大量又は著しく大量であるかを問わず「相当の期間内に開示決定等をすれば足りる」という取扱いに統一されることから、開示請求のあった日から 28 日以内に開示決定等をするのができない場合について、改正法に倣った規定を設けることが適当である。

(6) 実施機関等に対し開示請求をする場合の手数料

改正法第 89 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示の実施に係る費用とし、その額は現行と同様に写しの交付に要する額とすることが適当である。

改正法第 89 条第 7 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示の実施に係る費用とし、その額は道が設立した地方独立行政法人が定める額とすることが適当である。

実施機関等は、施行規則で定めるところにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報の開示請求をしようとする者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該開示請求に係る手数料を減免することが適当である。

(説明)

保有個人情報の開示請求に係る手数料について、改正法では、開示請求 1 件当たり 300 円（電子申請の場合は、1 件当たり 200 円）を納付することとされているが、地方公共団体においては、施行条例で手数料の納付について定めることとされており、その額や構成については判断が委ねられている。

現行条例において、開示請求をする者は手数料を納付せず、開示の実施に係る費用として写しの交付に係る費用（1 枚ごとに 10 円（単色刷り）等）を負担しており、国と同様の手数料とした場合、行政サービスの後退との批判につながりかねないことから、国と同様の意味での手数料ではなく、現行条例に規定する開示の実施に係る費用を手数料として規定することが適当である。

また、特定個人情報の開示請求に係る手数料の減免についても施行条例において、引き続き規定を設けることが適当である。

(7) 行政不服審査法第4条の規定の特例

道が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、改正法第93条各項の訂正決定等若しくは改正法第101条各項の利用停止決定等又は道が設立した地方独立行政法人に対する改正法第76条の開示請求、改正法第90条の訂正請求若しくは改正法第98条の利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対して審査請求できる旨の規定を設けることが適当である。

(説明)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定の特例について、現行条例においても、道が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対して審査請求をすることができる旨の規定があることから、引き続き規定を設けることが適当である。

(8) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

改正法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、〇〇円（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に係る所要時間に道の人件費単価を乗じた額）に次に掲げる額の合計を加算した額とすることが適当である。

ア 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに〇〇円（道の人件費単価の額）

イ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

改正法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とすることが適当である。

ア イに掲げる者以外の者 改正法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が改正法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

イ 改正法第115条(改正法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 〇〇円（行政機関等匿名加工情報の再利用契約の締結に係る所要時間に道の人件費単価を乗じた額）

改正法第119条第8項及び第9項の規定により納付しなければならない手数料の額は、道が設立した地方独立行政法人が定める額とすることが適当である。

(説明)

行政機関等と行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付する手数料について、改正法第 119 条第 3 項では、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を新規で締結する場合に納付しなければならない手数料の額を規定し、改正法第 119 条第 4 項では、同条第 3 項で既に契約を締結している者が行政機関等匿名加工情報の利用について再契約する場合及び契約を締結していない者が既存の行政機関等匿名加工情報を再利用するために契約する場合に、それぞれ納付しなければならない手数料の額を規定している。

改正法では、施行条例において手数料に関する規定を設けることとされていることから、規定を設けることが適当である。

(9) 改正法第 129 条に規定する場合の読替え

実施機関は、改正法第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問できる取扱いとすることが適当である。

(説明)

現行条例においては、実施機関等が個人情報の収集、利用若しくは提供をしようとする場合又は電子計算組織を結合する方法により個人情報を提供しようとする場合に、知事の附属機関として設置されている審査会に諮問し、意見を聴いた上で個人情報を取り扱う事例があるが、改正法では、この取扱いについて典型的に審査会の意見を聴くことを要件として条例で定めることは許容されておらず、より専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められる場合に限り、諮問することができる取扱いとすることが適当である。

(10) 個人情報保護制度の運用状況の公表

知事は、毎年度、実施機関等の改正法の運用状況を取りまとめ、これを公表する取扱いとすることが適当である。

(説明)

個人情報保護制度の運用状況の公表については、改正法の規定に基づき毎年度、委員会へ報告することとなるが、改正法施行後も、現行条例における取扱いと同様、実施機関等の運用状況について知事が把握し、公表する取扱いを継続することが適当である。

2 施行条例以外の規程の整備について

(1) 保有個人情報の保管機関以外の場所での開示の実施

知事は、開示請求者の住所が開示する保有個人情報（以下「開示個人情報」という。）の所在地から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示個人情

報の所在地において開示個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、開示個人情報が記録されている公文書の写し（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）を開示個人情報の所在地以外の地に送付することにより個人情報の開示をすることができるときは、開示個人情報の所在地以外の地の知事が指定する場所で、当該公文書の写しにより開示個人情報の開示をする取扱いに係る規程を整備することが適当である。

（説 明）

この取扱いは、これまで現行条例に規定されており、北海道の地域特性に照らし存続させるべきものであるが、法の委任に基づく規定として施行条例に置くことはできず、開示の実施に係る取扱いを定めるものにすぎないことから、施行規則において定めることが適当である。

（2）北海道個人情報取扱事務委託等の基準

北海道個人情報取扱事務委託等の基準については、継続して運用することが適当である。

（説 明）

当該基準は、現行条例第 12 条の規定を根拠として、知事が個人情報取扱事務の委託等を行う場合に、当該委託等の契約において、受託者が講ずべき個人情報保護のため必要とする措置を明らかにしたものであるが、改正法第 66 条第 1 項において「個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と規定され、同条第 2 項の規定により「行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者」が「当該委託を受けた業務」を行う場合に同条第 1 項の規定が準用されることから、現行の基準を継続して運用することが適当である。

なお、当該基準は一部改正を要する。

3 現行条例の規定・運用等について審査会から提言してきた事項の取扱い

（1）実施機関

道が設立した地方独立行政法人については、道の機関であったものから独立させて設立されたものであるため、引き続き施行条例の対象機関とすることが適当である。

（説 明）

道が設立した地方独立行政法人については、改正法適用後も統一した運用を確保するため、継続して施行条例の対象機関として位置づけることが適当である。

なお、規定の仕方については 1-（1）のとおり。

(2) 実施機関の責務

実施機関の責務について、規定を設けないことが適当である。

(説明)

実施機関の責務については、改正法第5条で「地方公共団体の責務」についての規定があるため、重複して規定する必要はない。

(3) 個人情報取扱事務登録簿

1- (3) のとおり。

(4) 委託に伴う措置

2- (2) のとおり。

(5) 開示請求に係る個人情報著しく大量である場合の審査会の意見聴取

開示請求に係る個人情報著しく大量であり、開示請求のあった日から2月以内に開示等の決定をすることができない場合の審査会の意見聴取について、規定を設けないことが適当である。

(説明)

保有個人情報が著しく大量である場合の取扱いについて、現行条例では、大量の場合（請求のあった日から2月を限度）及び著しく大量の場合（請求のあった日から2月以内に決定できないときは、審査会の意見を聴いてその期間を延長可能）が規定されているが、改正法では、保有個人情報が大量又は著しく大量であるかを問わず、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる取扱いに統一されることから、規定を設ける必要はない。

(6) 苦情の申出の処理

苦情の申出の処理について、規定を設けないことが適当である。

(説明)

苦情の申出の処理については、改正法第14条及び第128条で「苦情の処理のあっせん等」及び「行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理」についての規定があるため、重複して規定する必要はない。

(7) 事業者の保有する個人情報の保護対策

事業者の保有する個人情報の保護対策（事業者の責務・事業者に対する指導助言・個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針・苦情の申出の処理・出資法人の責務）について、規定を設けないことが適当である。

(説明)

事業者の保有する個人情報の保護対策については、改正法の規定が直接適用されることから、規定を設ける必要はない。

(8) 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針について、規定を設けないことが適当である。

(説明)

上記(7)のとおり。

(9) 北海道個人情報取扱事務委託等の基準

2-(2)のとおり。

(10) 個人情報の収集の制限に関する意見

個人情報の収集の制限に関する意見について、取扱いを廃止することが適当である。

(説明)

個人情報の収集の制限については、原則本人から収集する旨規定されているが、審査会の意見を聴いた上で、本人以外のものから収集する必要があると実施機関等が認めるものとして、これまで多くの答申を行ってきたところである。

この取扱いについては、改正法により本人以外からの収集も認められていること及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において、審査会の意見を聴くことは許容されないとされたことから、廃止することが適当である。

(11) 個人情報の利用及び提供の制限に関する意見

個人情報の利用及び提供の制限に関する意見について、取扱いを廃止することが適当である。

(説明)

個人情報の利用及び提供の制限については、現行条例において、目的以外に当該実施機関等内において利用し、又は当該実施機関等以外のものへ提供してはならない旨規定されているが、審査会の意見を聴いた上で公益上の必要その他相当の理由があると実施機関等が認めるときは、それらを可能とするものとしてこれまで多くの答申を行ってきたところである。

この取扱いについては、ガイドラインにおいて、審査会の意見を聴くことは許容されないとされたことから、廃止することが適当である。

(12) 電子計算組織を結合する方法による個人情報の提供の制限に関する意見

電子計算組織を結合する方法による個人情報の提供の制限に関する意見について、取扱いを廃止することが適当である。

(説明)

電子計算組織を結合する方法による個人情報の提供の制限については、現行条例において、実施機関等において公益上の必要があり、かつ、個人の権

利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、実施機関等以外のものへ提供してはならないと規定し、実施機関等以外のものへ提供するときは、審査会の意見を聴かなければならないものとして、これまで多くの答申を行ってきたところである。

この取扱いについては、改正法により電子計算組織を結合する方法を制限する規定を設けることは許容されないとされたことから、廃止することが適当である。

(13) 旧優生保護法に係る死者に関する個人情報の取扱い

旧優生保護法に係る死者に関する個人情報の取扱いについて、廃止することが適当である。

(説明)

死者に関する情報については、原則、現行条例の対象とならないとしているが、北海道個人情報保護条例の施行について（平成6年10月31日付け文書第2121号総務部長通達。以下「解釈及び運用」という。）において、死者に関する情報であっても開示請求者の自己に関する個人情報でもありと考えられる場合や社会通念上、開示請求者自身の個人情報と同視することができる場合として、開示請求ができる者の範囲についても自己に関する個人情報として開示請求をすることができる対象として運用することが適当であり、旧優生保護法に係る死者についても例外ではない旨の答申を行ったところである。

この取扱いについては、ガイドラインに基づき運用されるため、廃止することが適当である。

(14) 個人情報の存否を明らかにしない決定に係る審査会への報告

個人情報の存否を明らかにしない決定に係る審査会への報告について、施行規則に根拠規定を設けることが適当である。

(説明)

個人情報の存否を明らかにしない決定に係る審査会への報告については、解釈及び運用において審査会に具体的理由等を付して事後報告することとされているが、同報告についてはより厳格な運用が必要であることから、施行規則に根拠規定を設けることが適当である。

II 資料

1 北海道情報公開・個人情報保護審査会開催状況

年 月 日	審 議 内 容
令和4年3月17日	○ 諮問書の受理（諮問番号674）
令和4年3月24日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和4年4月7日 （第一部会）	○ 実施機関から理由を聴取
令和4年4月21日 （第一部会）	○ 実施機関から理由を聴取 ○ 審議
令和4年5月17日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和4年6月9日 （全体会）	○ 答申案審議
令和4年6月9日	○ 答申

2 北海道情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和3年5月25日～令和5年5月24日

氏 名	役 職 名	備 考
磯 部 真 士	弁 護 士	第三部会長
市 毛 智 子	弁 護 士	副会長 第一部会長
小 倉 一 志	小樽商科大学商学部企業法学部教授	第一部会
小 谷 大 介	弁 護 士	第二部会長
後 藤 雄 則	弁 護 士	第二部会
白 井 芳 明	東日本電信電話株式会社北海道事業部 ビジネスイノベーション部 カスタマーリレーショングループ長	第四部会
鈴 木 光	北海学園大学法学部教授	第二部会
高 井 昌 彰	北海道大学情報基盤センター教授	第四部会長
竹 田 智	元株式会社道新デジタルメディア社長	第一部会
丸 尾 正 美	弁 護 士	会長
森 山 弘 二	札幌大学地域共創学群法学専攻教授	第四部会
米 田 雅 宏	北海道大学大学院法学研究科教授	第三部会
渡 辺 麻 里 衣	弁 護 士	第三部会

（五十音順）